

# 参 考 资 料

# 目 次

## 1 県職員給与関係資料

第1表	職員の適用給料表別人員、平均年齢及び平均経験年数	1
第2表	職員の適用給料表別、学歴別、性別人員構成比	2
第3表	職員の適用給料表別平均給与月額	3
第4表	職員の給与月額の前年比較	5
第5表	職員の扶養手当の支給状況	7
第6表	職員の給料の特別調整額・管理職手当の支給状況	8
第7表	職員の地域手当の支給状況	8
第8表	職員の住居手当の支給状況	9
第9表	職員の通勤手当の支給状況	10
第10表	職員の適用給料表別、級別、号給別人員	11
第11表	再任用職員の適用給料表別、級別人員	25

## 2 民間給与関係資料

	平成21年職種別民間給与実態調査の概要	26
第12表	産業別、企業規模別調査事業所数	27
第13表	民間における初任給の改定状況	28
第14表	職種別、学歴別、企業規模別初任給	29
第15表	企業規模別、職種別、学歴別給与額等	30
第16表	民間における家族手当の支給状況	44
第17表	民間における住宅手当の支給状況	44
第18表	民間における特別給の支給状況	45
第19表	民間における冬季賞与の配分状況	45
第20表	民間における給与改定の状況等	46
第21表	民間における雇用調整の実施状況	47
第22表	民間における賃金カットの実施状況	47

## 3 県職員給与と民間給与との比較

第23表	県職員の給与と民間事業従業員の給与との比較	48
	(参考1) 民間給与との比較を行う県職員(行政職)の平均給与月額	48
	(参考2) 給与比較における対応関係	48

## 4 生計費関係資料

	平成21年4月の標準生計費算定方法	49
第24表	費目別、世帯人員別標準生計費(平成21年4月)	50

## 5 労働経済関係資料

第25表	労働経済指標	51
------	--------	----

## 6 勤務時間等関係資料

第26表	職員の年次休暇の使用日数及び超過勤務時間	53
第27表	民間企業の所定労働時間の推移	53
第28表	民間における所定労働時間の設定状況	54

## 7 人事院勧告の要旨

(1)	給与に関する報告と勧告の骨子	55
(2)	公務員人事管理に関する報告の骨子	58

# 1 県職員給与関係資料

第1表 職員の適用給料表別人員、平均年齢及び平均経験年数

(平成21年職員給与実態調査)

給料表 \ 区分	適用人員	平均年齢	平均経験年数
行政職	3,376 <sup>人</sup>	44.2 <sup>歳</sup>	22.2 <sup>年</sup>
公安職	1,712	39.7	18.6
研究職	170	43.2	20.6
医療職(一)	12	48.9	25.1
医療職(二)	147	44.7	21.8
医療職(三)	51	47.7	25.5
大学教育職	51	48.5	25.9
高等学校等教育職	2,357	44.3	21.8
中学校及び小学校 教育職	5,087	45.8	23.3
計	12,963	44.3	22.1

(注) 1 この調査は、職員の給与に関する条例及び公立学校職員の給与に関する条例の適用を受ける職員を対象としたものである。

2 再任用職員は、含まれていない。(第2表から第10表まで及び第23表において同じ。)

3 特定任期付職員給料表は、適用者がいないため記載していない。(第2表から第10表までにおいて同じ。)

第2表 職員の適用給料表別、学歴別、性別人員構成比

(平成21年職員給与実態調査)

給料表 \ 区分	計	学歴別人員構成比				性別人員構成比	
		大学卒	短大卒	高校卒	中学卒	男性	女性
行政職	100	68.69	12.32	18.48	0.51	66.1	33.9
公安職	100	54.38	3.39	42.23	—	95.2	4.8
研究職	100	85.29	13.53	1.18	—	76.5	23.5
医療職(一)	100	100.00	—	—	—	41.7	58.3
医療職(二)	100	85.71	13.61	0.68	—	36.7	63.3
医療職(三)	100	92.16	7.84	—	—	—	100.0
大学教育職	100	78.43	19.61	1.96	—	35.3	64.7
高等学校等教育職	100	93.64	3.86	2.50	—	54.9	45.1
中学校及び小学校 教育職	100	97.07	2.93	—	—	40.6	59.4
計	100	83.04	5.95	10.88	0.13	57.3	42.7

第3表 職員の適用給料表別平均給与月額

給与種目 \ 給料表	行政職	公安職	研究職	医療職(一)
給料	円 344,526 (356,185)	円 325,740 (335,644)	円 355,430 (367,038)	円 511,066 (535,533)
扶養手当	10,696	13,771	13,450	8,667
給料の特別調整額 管理職手当	5,597 (6,218)	2,139 (2,376)	—	49,553 (55,058)
地域手当	399 (5,915)	92 (4,354)	— (6,149)	83,896
住居手当	2,929 (4,151)	2,233 (3,357)	3,042 (4,272)	9,208 (9,875)
その他	345 (344)	2,216	124	242,375
合計	364,492 (383,509)	346,191 (361,718)	372,046 (391,033)	904,765 (935,404)

- (注) 1 給料には、給料の調整額、教職調整額及び切替に伴う差額を含む。(第4表において同  
 2 その他は、初任給調整手当、単身赴任手当、特勤手当、特勤手当に準ずる手当、  
 3 ( ) 書は、特例条例による減額措置がないものとした場合の額である。(第4表にお

(平成21年職員給与実態調査)

医療職(二)	医療職(三)	大学教育職	高等学校等 教 育 職	中学校及び 小学校教育職	計
円	円	円	円	円	円
342,194 (353,565)	372,364 (384,490)	412,957 (429,014)	389,917 (401,949)	389,553 (402,094)	368,617 (380,485)
6,327	4,873	5,039	9,598	8,109	9,827
2,604 (2,893)	—	7,025 (7,806)	3,274 (3,638)	6,126 (6,806)	4,842 (5,380)
— (1,477)	— (1,780)	— (9,279)	— (3,574)	— (3,254)	194 (4,261)
2,840 (3,898)	578 (1,078)	4,775 (5,588)	3,638 (4,750)	2,235 (3,137)	2,698 (3,755)
1,223	—	2,365	88	1,029 (1,014)	1,052 (1,046)
355,188 (369,383)	377,815 (392,221)	432,161 (459,091)	406,515 (423,597)	407,052 (424,414)	387,230 (404,754)

じ。)

へき地手当、へき地手当に準ずる手当である。(第4表、48頁の参考1において同じ。)  
いて同じ。)

第4表 職員の給与月額の前年比較

(行政職)

(職員給与実態調査)

給与種目	区分	平成20年 (A)	平成21年 (B)	比較	
				(B) - (A)	(B) / (A)
給料		円 347,006 (358,887)	円 344,526 (356,185)	円 △2,480 (△2,702)	% 99.3 (99.2)
扶養手当		10,608	10,696	88	100.8
給料の特別調整額 管理職手当		5,666 (6,295)	5,597 (6,218)	△69 (△77)	98.8 (98.8)
地域手当		424 (4,333)	399 (5,915)	△25 (1,582)	94.1 (136.5)
住居手当		2,764 (3,973)	2,929 (4,151)	165 (178)	106.0 (104.5)
その他		296	345 (344)	49 (48)	116.6 (116.2)
合計		366,764 (384,392)	364,492 (383,509)	△2,272 (△883)	99.4 (99.8)

(給料表計)

(職員給与実態調査)

給与種目	区分	平成 20 年 (A)	平成 21 年 (B)	比 較	
				(B) - (A)	(B) / (A)
給 料		円 371,341 (383,364)	円 368,617 (380,485)	円 △2,724 (△2,879)	% 99.3 (99.2)
扶 養 手 当		9,958	9,827	△ 131	98.7
給料の特別調整額 管 理 職 手 当		4,851 (5,390)	4,842 (5,380)	△ 9 (△10)	99.8 (99.8)
地 域 手 当		199 (3,053)	194 (4,261)	△ 5 ( 1,208 )	97.5 (139.6)
住 居 手 当		2,661 (3,720)	2,698 (3,755)	37 ( 35 )	101.4 (100.9)
そ の 他		1,030	1,052 (1,046)	22 ( 16 )	102.1 (101.6)
合 計		390,040 (406,515)	387,230 (404,754)	△2,810 (△1,761)	99.3 (99.6)

(注) 技能職を除く。

第5表 職員の扶養手当の支給状況

(1) 給料表別扶養親族数

(平成21年職員給与実態調査)

区分 給料表	受給員数	扶 養 親 族 数					全職員1人 当たり平均 扶養親族数
		配偶者	配偶者のい ない場合の 扶養親族の うち1人	配偶者以外 の扶養親族	計	うち 特定期間 にある子	
行政職	1,909	869	71	2,918	3,858	1,013	1.1
公安職	1,101	855	11	1,517	2,383	496	1.4
研究職	104	54	5	193	252	55	1.5
医療職(一)	7	2	1	8	11	3	0.9
医療職(二)	51	20	5	70	95	32	0.6
医療職(三)	20	1	4	21	26	11	0.5
大学教育職	18	8	1	18	27	5	0.5
高等学校等教育職	1,214	459	57	1,985	2,501	625	1.1
中学校及び小学校 教育職	2,416	689	98	3,620	4,407	1,537	0.9
計	6,840	2,957	253	10,350	13,560	3,777	1.0

- (注) 1 扶養親族とは、扶養手当の支給対象となっているものをいう。以下同じ。  
 2 特定期間とは、満16歳の年度初めから満22歳の年度末までの期間をいう。  
 3 手当受給職員数の全職員に対する割合は、52.8%である。  
 4 手当受給職員1人当たりの平均手当月額は、18,623円である。

(2) 扶養親族構成

(平成21年職員給与実態調査)

扶養親族数別職員数		扶 養 親 族 構 成		手 当 区 分 別 扶 養 親 族 構 成	
区分	該当職員数	区 分	扶養親族数	区 分	扶養親族数
人	人		人		人
1	2,672	配 偶 者	2,957	配 偶 者	2,957
2	2,213	子 ・ 孫	9,744	1人目(配偶者あり)	5,489
3	1,460	弟 妹	—	1人目(配偶者なし)	253
4	410	父 母 ・ 祖 父 母	839	2人目以降	4,861
5	72	障 害 者	20		
6	11				
7	—				
8	2				
計	6,840	計	13,560	計	13,560

第6表 職員の給料の特別調整額・管理職手当の支給状況

(平成21年職員給与実態調査)

区分	1種 2種	3種 4種	5種 6種	7種 8種 9種	教1種 教2種	教3種	教4種	教5種	受給者 計	手当受給者 1人当たり 平均手当額
職員の 区分	本庁 部長 など	本庁 次長 など	本庁 課長 など	その他	校長	副校長	教頭	特別支援 学校教諭 (部主事)		
受給者	人	人	人	人	人	人	人	人	人	円
	11	61	262	27	296	2	413	25	1,097	57,219 (63,576)

(注) ( ) 書は、特例条例による減額措置がないものとした場合の額である。

第7表 職員の地域手当の支給状況

(平成21年職員給与実態調査)

区分 給料表	計	地域別人員 (構成比)						
		1級地 (東京都 特別区)	2級地 (大阪府 大阪市)	4級地 (兵庫県 神戸市)	6級地 (岡山県 岡山市)	香川県 高松市	医療職 (一)	非支給地
行政職	3,376 (100%)	18 (0.53%)	7 (0.21%)	—	1 (0.03%)	2,330 (69.02%)	—	1,020 (30.21%)
公安職	1,712 (100%)	1 (0.06%)	3 (0.17%)	1 (0.06%)	—	991 (57.89%)	—	716 (41.82%)
研究職	170 (100%)	—	—	—	—	131 (77.06%)	—	39 (22.94%)
医療職(一)	12 (100%)	—	—	—	—	—	12 (100%)	—
医療職(二)	147 (100%)	—	—	—	—	32 (21.77%)	—	115 (78.23%)
医療職(三)	51 (100%)	—	—	—	—	10 (19.61%)	—	41 (80.39%)
大学教育職	51 (100%)	—	—	—	—	51 (100%)	—	—
高等学校等教育職	2,357 (100%)	—	—	—	—	971 (41.20%)	—	1,386 (58.80%)
中学校及び小学校 教育職	5,087 (100%)	—	—	—	—	1,917 (37.68%)	—	3,170 (62.32%)
計	12,963 (100%)	19 (0.15%)	10 (0.08%)	1 (0.01%)	1 (0.01%)	6,433 (49.62%)	12 (0.09%)	6,487 (50.04%)
平均手当額	円 194 (4,261)	円 55,140 (62,912)	円 43,104 (50,711)	円 *	円 *	円 — (8,160)	円 83,896	円 —

(注) 1 「\*」は人員が1人の場合である。

2 平均手当額の ( ) 書は、特例条例による減額措置がないものとした場合の額である。

第8表 職員の住居手当の支給状況

(平成21年職員給与実態調査)

区分 給料表	受職 員 給 数	借家・借間				自宅
		手当月額 11,000円未 満の受給者	手当月額 11,000円以 上27,000 円未満の 受給者	手当月額 27,000円 以上の受 給者	小計	手当月額2,500 円(3,500円)の 受給者
行政職	639 (1,735)	—	152	216	368	271 (1,367)
公安職	272 (730)	—	53	80	133	139 (597)
研究職	32 (88)	—	5	14	19	13 (69)
医療職(一)	5 (7)	—	—	4	4	1 (3)
医療職(二)	22 (65)	—	12	5	17	5 (48)
医療職(三)	2 (9)	—	—	1	1	1 (8)
大学教育職	12 (23)	—	4	5	9	3 (14)
高等学校等 教育職	519 (1,211)	—	142	179	321	198 (890)
中学校及び 小学校教育職	666 (1,899)	—	196	235	431	235 (1,468)
計	2,169 (5,767)	—	564	739	1,303	866 (4,464)

- (注) 1 手当受給職員数の全職員に対する割合は、16.7%(44.5%)である。  
 2 借家・借間居住者に係る手当受給職員1人当たりの平均手当月額は、25,111円である。  
 3 単身赴任手当受給職員で、配偶者等が居住する借家・借間に係る手当を受給するものは8人(1人当たりの平均手当月額は12,450円)であり、配偶者等が居住する自宅に係る手当を受給するものは0人(133人(1人当たりの手当月額は1,700円))である。  
 4 ( )書は、特例条例による減額措置がないものとした場合の数である。

第9表 職員の通勤手当の支給状況

(平成21年職員給与実態調査)

給料表	区分	受給職員数	内 訳		
			交通機関のみ 利用者	自動車等のみ 利用者	交通機関・自動車 等併用者
行政職	人	3,023	550	2,130	343
公安職	人	1,272	85	1,171	16
研究職	人	163	6	139	18
医療職(一)	人	9	3	6	—
医療職(二)	人	144	10	123	11
医療職(三)	人	50	3	41	6
大学教育職	人	49	2	47	—
高等学校等教育職	人	2,221	74	2,103	44
中学校及び小学校 教育職	人	4,635	47	4,548	40
計	人	11,566	780	10,308	478
平均手当額	円	6,947 (8,453)	円 12,504	円 5,958 (7,600)	円 19,206 (20,246)

(注) 1 手当受給職員数の全職員に対する割合は、89.2%である。

2 ( ) 書は、特例条例による減額措置がないものとした場合の額である。

第10表 職員の適用給料表別、級別、号給別人員

1 行政職給料表

(平成21年職員給与実態調査)

職務の級 号給	1	2	3	4	5	6	7	8	9
	人	人	人	人	人	人	人	人	人
1						1			
2									
3								1	
4						1			
5	1								
6									
7	1					1		1	1
8									
9									
10									
11	1							1	
12	1	13				1			
13		4							
14		7							2
15	1	4							2
16	2	3							
17		1							
18		21	1						3
19		11	10						
20		5							1
21	1	6	6						2
22		10	5						
23	1	3	4						1
24		26	3						2
25	27	8	3						
26	1	11	3						
27	3	8	26					3	
28		21	3					1	
29	7	10	4					1	
30	13	6	2				1	6	
31	6	24	27				2	3	1
32	1	18	6				2	2	
33	7	6	15				1	5	
34	1	5	8				2	2	
35	7	6	16				4		
36	24	10	7				4	3	
37	6	6	23				2		
38	6	4	10				6	2	
39	3	4	21				6	1	
40	15	3	9				1		
41	2	4	54				9		
42	5	2	10				6		
43	2	5	17				2		
44	15		6				8		
45	11		52	3			3	2	
46	5		8	1		2	16		
47	5	1	17	21			2		
48	4		4	5		2	3		
49	3		10	3	2				
50	2		13	12		4	3		
51	1	2	44	8	1		1		
52	2		7	5	1	5			
53	3		15	29	3	2			
54			17	7		1	1		
55			75	8	3	7			
56	1		8	7	5	3	1		
57			29	10		4			
58	1		5	44		7			
59		1	49	10	4	3	1		
60		1	7	8	13	4			
61	1		42	8		5	6		
62			11	11	2	9			
63		1	8	11	27	8			
64		1	3	24	3	2			

職務の級 号給	1	2	3	4	5	6	7	8	9
65	人	人	16	3	4	16	人	人	人
66			2	3	1	3			
67		1	8	9	46	15			
68			2	30	8	5			
69			4	9	1	3			
70		1	3	4	9	2			
71	1		2	9	32	2			
72			2	2	5				
73			5	1	36				
74			2	4	5				
75			1	6	9	2			
76			4		5	1			
77			6	4	18	17			
78			7	5	9				
79			2	17	5				
80			2	1	7				
81			56	9	17				
82				5					
83			6	3	11				
84			3	3	4				
85			6	2	395				
86			4	1					
87				1					
88			1	6					
89			4	2					
90			1	5					
91			2	7					
92									
93			2	40					
94			4						
95			51						
96		1	1						
97									
98			3						
99			1						
100			1						
101			1						
102			5						
103									
104			2						
105			4						
106									
107			19						
108									
109			1						
110									
111			4						
112			1						
113			517						
114									
115									
116									
117									
118									
119									
120									
121									
122									
123									
124									
125		3							
計	200	288	1,491	426	691	138	93	34	15
								適用職員数	3,376

(注) 該当人員0の号給は空欄とした。(以下第10表の各表において同じ。)

2 公安職給料表

職務の級 号給	1	2	3	4	5	6	7	8	9
	人	人	人	人	人	人	人	人	人
1									
2									
3	11								
4									
5									
6	7								
7	1								
8									
9	3								
10									
11					1				
12	10								
13	5								
14	2		2						
15									
16	11								
17	5								
18	1		1		1				
19									
20	9		2	1					
21	36		2	1					
22	1		4						
23	9				1				
24	4	42	2	1					
25		5	3	3					
26	26	4	2	2	3				
27	2	4	4	3					
28	2	31	20	1	1				
29		12	3	3					
30	7	20	13	1	2				
31	5	7	11	2					
32	3	23	12	4					
33	7	7	3	3					
34	2	7	10	2					
35	2	2	8	2	1				
36	3	25	11	1					
37		12	5	8	1				7
38		6	14	2					
39	3	9	4	5	1				2
40		12	9	1	1		1		2
41	3	6	5	6	1				
42	1	3	9	4	1				
43	3	3	5	2					2
44	2	7	9	5					
45	1	3	7	2	3				
46	1	2	9	2	1		1		
47	2	2	7	2	2				
48		3	5	3	3				
49		2	3	1	2	1			
50		3	3		3				
51	1	3	4	1	5				
52		1	5	1	2				
53	1	3	4	1	3		1		
54	2	3	11	1	6				
55			1	1	1		2	1	
56		1	5	2	4			1	
57			11	2	3	1		1	
58			6		7		2	1	
59			4	3	4		1		
60			2		3		1		
61			7	2	2	1	2	19	
62				1	3		4		
63			3	4	2		1		
64			4	1	8	2	2		
65			1	4	4	1			
66			2	2	4	1			
67			3	6	6	2	11		
68				2	4	1	2		
69			5	3	7	5	3		
70			2	2	6	2	1		
71			5	1	8	3	4		
72			2		2		6		

職務の級 号給	1	2	3	4	5	6	7	8	9
73	人	人	人	人	人	人	人	人	人
74			1	4	5	1	1		
75			4	1	7		2		
76			1	2	6				
77			5	2	9	5	2		
78			4	5	2		20		
79			6	2	10	4			
80			5	2	7	2			
81					6	6			
82			1	1	13	1			
83			5	3	7	1			
84			1	3	6	3			
85			2	3	8	2			
86				1					
87			3		3	47			
88			2	1	5				
89			2	3	3				
90			4	1	2				
91			1	5	2				
92			2	4	1				
93			1	2	36				
94			3	3					
95			2	12					
96			2	4					
97			5	3					
98			2						
99			6	5					
100			4	2					
101			2	4					
102			1	1					
103			2	1					
104			1	4					
105			1	5					
106				2					
107				5					
108				1					
109				1					
110				1					
111									
112				3					
113				1					
114				1					
115				3					
116				5					
117				4					
118				5					
119									
120			1	4					
121				1					
122			1	6					
123				2					
124				4					
125			5	95					
126									
127			4						
128									
129			2						
130									
131			6						
132			1						
133			1						
134			6						
135									
136			6						
137									
138			1						
139									
140			1						
141			18						
計	194	273	434	349	263	92	70	24	13
								適用職員数	1,712

### 3 研究職給料表

職務の級 号給	1	2	3	4	5
1	人	人	人	人	人
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10		1			
11					
12					
13		1			
14		1			
15					
16					
17					
18					
19					
20					
21		1			
22		1			
23					
24		3			
25					
26		2			
27		1			
28		1			
29		1			
30					
31					
32					
33		1			
34			1		
35					
36		1	1		
37					
38					
39		1			
40		1	1		
41		1	2		
42					
43		1			
44			1		
45			4		
46			2		
47		4			
48					
49					
50		1	1		
51					
52					
53					
54		1			
55		3			
56			1		
57					
58					
59		1			
60		1			
61		3			
62					
63		1			
64		1			

職務の級 号給	1	2	3	4	5
65		1	1		
66		1			
67			3		
68					
69		3	2		
70					
71		3			
72		1	3		
73		4	2		
74			2		
75		3	2		
76			1		
77					
78		1			
79		3			
80					
81			2		
82		1	1		
83		3			
84		1			
85					
86					
87					
88					
89			27		
90					
91					
92		1			
93					
94					
95					
96					
97					
98					
99					
100					
101					
102					
103					
104					
105					
106					
107					
108					
109					
110					
111					
112					
113					
114		5			
115					
116		4			
117					
118		1			
119					
120					
121		39			
計		110	60		
				適用職員数	170

4 医療職給料表(一)

職務の級 号給	1	2	3	4
	人	人	人	人
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				
11				
12				
13				
14				
15				
16				
17				
18				
19				
20				
21				
22				
23				
24				
25				
26				
27				
28				
29				
30		1		
31				
32				
33			1	
34			1	
35				
36				
37				
38				
39				
40				
41			1	
42				
43				
44				2
45				
46				
47				
48				
49				
50				
51				
52				
53				
54				
55				2
56				1
57				
58				
59				1
60			1	

職務の級 号給	1	2	3	4
	人	人	人	人
61				
62				1
63				
64				
65				
66				
67				
68				
69				
70				
71				
72				
73				
74				
75				
76				
77				
78				
79				
80				
81				
82				
83				
84				
85				
86				
87				
88				
89				
90				
91				
92				
93				
94				
95				
96				
97				
計		1	4	7
			適用職員数	12

5 医療職給料表(二)

職務の級 号給	1	2	3	4	5	6	7	8
1	人	人	人	人	人	人	人	人
2		2						
3								
4								
5								
6		2						
7		1	1					
8								
9								
10								
11								
12		1	2					
13		1						
14		2	2					
15		1						
16		4	3					
17		1						
18		1						
19								
20			4					
21			1					
22								
23								
24								
25		1	1					
26								
27			1					
28								
29		1						
30		1						
31	1			2				
32								
33	1		1					
34			1					
35							2	
36								
37				1			1	
38								
39								
40						2		
41				3		40		
42		1						
43				1				
44				1				
45				2	1	2		
46								
47				1				
48								
49				2	1	1		
50								
51				1	1			
52								
53				1	1			
54								
55								
56				1				
57					1			
58								
59				1	1			
60								

職務の級 号給	1	2	3	4	5	6	7	8
61	人	人	人	人	人	人	人	人
62				1	1			
63								
64				1				
65				1				
66					2			
67					1			
68								
69						1		
70								
71								
72								
73				2				
74								
75								
76								
77								
78								
79								
80								
81								
82								
83								
84				1				
85				1				
86								
87								
88								
89								
90				1				
91								
92								
93								
94								
95				1				
96								
97								
98								
99								
100								
101								
102								
103								
104								
105				23				
106								
107								
108								
109								
110								
111								
112								
113								
計	2	20	17	49	10	46	3	
							適用職員数	147

6 医療職給料表(三)

職務の級 号給	1	2	3	4	5	6	7
1	人						
2		人					
3			人				
4				人			
5					人		
6						人	
7							人
8							
9		4					
10							
11							
12							
13							
14							
15							
16			1				
17							
18							
19							
20			1				
21							
22							
23				1			
24							
25							
26							
27							
28							
29							
30							
31							
32							
33							
34							
35							
36		1					
37							
38							
39							
40		1					
41							
42							
43							
44							
45							
46							
47							
48							
49							
50							
51							
52							
53							
54							
55							
56							
57							
58							
59							
60							

職務の級 号給	1	2	3	4	5	6	7
	人	人	人	人	人	人	人
61							
62							
63							
64							
65							
66							
67				2			
68							
69					1		
70				2			
71					1		
72							
73							
74							
75				1	1		
76							
77					1		
78							
79				1	1		
80					1		
81					2		
82				1			
83							
84							
85					1		
86				1			
87							
88					1		
89							
90					1		
91					1		
92							
93					13		
94				1			
95							
96							
97							
98							
99							
100							
101							
102							
103							
104							
105							
106				1			
107							
108							
109							
110							
111							
112				1			
113				5			
114							
115							
116							
117							
118							
119							
120							

職務の級 号給	1	2	3	4	5	6	7
121	人	人	人	人	人	人	人
122							
123							
124							
125			1				
126							
127							
128							
129							
130							
131							
132							
133							
134							
135							
136							
137							
138							
139							
140							
141							
142							
143							
144							
145							
146							
147							
148							
149							
150							
151							
152							
153							
154							
155							
156							
157							
158							
159							
160							
161							
162							
163							
164							
165							
166							
167							
168							
169							
計		6	3	17	25		
適用職員数							51

7 大学教育職給料表

職務の級 号給	1	2	3	4
	人	人	人	人
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				
11				
12				
13				
14				
15				
16				
17				
18				
19				
20			1	
21				
22				
23				
24				
25				
26			1	1
27				
28		1		
29				1
30	1			
31		1		
32				
33				
34				
35				1
36				1
37				1
38				1
39				2
40				1
41				2
42				2
43				1
44				1
45		1		
46	1			1
47	1			
48				
49	1			
50				1
51	1	1		
52			1	
53				
54				
55				
56				
57				1
58	3			
59	1			
60				
61				
62				
63	1			
64				

職務の級 号給	1	2	3	4
	人	人	人	人
65				
66		2		
67		1		
68				
69		1		
70	1			
71			1	
72				
73		1	1	
74				
75				
76		1	1	
77			1	
78		1		
79				
80				
81				
82				
83				
84				
85				
86				
87				
88				
89			2	
90				
91				
92				
93				
94				
95				
96				
97				
98				
99				
100				
101		1		
102				
103				
104	1			
105				
106				
107				
108				
109				
110				
111				
112				
113				
114				
115				
116				
117				
118				
119				
120				
121				
122				
123				
124				
125				
126				
127				
128				
129				
計	12	12	9	18
			適用職員数	51

8 高等学校等教育職給料表

職務の級 昇給	1	2	特2	3	4
1	人	人	人	人	人
2		1			
3					
4					
5		2			
6		3			
7					
8		1			
9		3			
10					
11					
12		1			
13		4			
14		3			
15					
16		3			
17		4			
18		2			
19					
20		6			
21		1			
22		4			
23					1
24		7			
25	4	8			
26		6			
27	1				
28	4	8			2
29	2	7			
30		2			1
31		3			
32		9			
33	1	6			2
34		6			1
35		5			1
36	5	5			
37					5
38		7			7
39		5			3
40	2	10			4
41	1	3			2
42	1	7			
43	2	6			1
44	1	15			2
45	1	5			7
46	1	14			
47		3			
48	1	17			
49	2	12			
50		13			
51	1	11			
52	1	12			
53		9			
54	2	10		2	
55	1	9		3	
56		25		2	
57	2	9		1	
58		14		3	
59	1	20		3	
60	1	19		3	

職務の級 昇給	1	2	特2	3	4
61	1	4		2	
62	1	21		2	
63	1	10		4	
64	2	41		3	
65	1	9		3	
66	1	19		5	
67		13			
68	1	22	1	6	
69		8		3	
70	2	24		4	
71	1	13		1	
72		29		2	
73		13			
74		29		3	
75	1	8		9	
76	2	32		5	
77		19	2	16	
78	1	24	1		
79		30	1		
80	1	34			
81	2	18	1		
82	2	29			
83	4	28			
84	3	22			
85	3	25			
86		28			
87		30			
88	1	42			
89		26			
90	1	33			
91		53			
92		24			
93		42			
94	1	22			
95	1	46			
96	1	29			
97	1	30			
98	1	45			
99	1	18			
100		47			
101		25			
102	1	36			
103	1	43			
104	1	34			
105		26			
106	1	31			
107	2	27			
108	1	15			
109	1	26			
110		34			
111	1	11			
112		15			
113	1	15			
114	1	21			
115		15			
116	1	14			
117	1	13			
118		17			
119		10			
120		28			

職務の級 昇給	1	2	特2	3	4
121	人	13	人	人	人
122		7			
123		22			
124	1	13			
125		10			
126		12			
127		9			
128		19			
129		17			
130		10			
131		12			
132		17			
133		14			
134		11			
135		12			
136		18			
137		57			
138					
139					
140					
141					
142					
143					
144					
145					
146	1				
147					
148					
149					
150					
151					
152					
153	3				
計	94	2,133	6	85	39
適用職員数			2,357		

9 中学校及び小学校教育職給料表

職務の級 身給	1	2	特2	3	4
1	人	人	人	人	人
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
13		27			
14					
15					
16					
17		13			1
18		4			
19					2
20		1			
21		13			1
22		8			1
23					
24		13			1
25		18			8
26		9			4
27		1			4
28		13			4
29	3	12			4
30		14			9
31	1	2			16
32	2	15			13
33	2	14			9
34		7			12
35		4			11
36		23			15
37		12			16
38		13			16
39	1	7			12
40		32			12
41	2	18			6
42	3	16			13
43		10			6
44	1	27			10
45	2	13			2
46	1	17			18
47		11			10
48	1	26			5
49	2	6			16
50		16			
51	1	9			
52		17		1	
53	2	10			
54		18			
55		13			
56		20			
57	1	13		1	
58	1	14		1	
59	1	13		3	
60	1	18		3	

職務の級 身給	1	2	特2	3	4
61	5	18		6	人
62	2	15		4	
63	5	12	1	5	
64	6	24		4	
65		12		8	
66	2	20		17	
67	1	9		15	
68	2	22		6	
69		13		15	
70		17		8	
71		11		15	
72		15		9	
73		9		18	
74		17	1	5	
75		9		10	
76		21		6	
77		11		11	
78		17	1	13	
79		10	1	7	
80		31	1	7	
81		12		2	
82		29	1	6	
83		13	2	5	
84		22		7	
85		13		6	
86		40	2	7	
87		19		7	
88		41		7	
89		30		6	
90		39		2	
91		27	1	3	
92		31		2	
93		40		3	
94		33		2	
95		34		4	
96		40		2	
97		46		3	
98		58		3	
99		46		8	
100		53		6	
101		61		5	
102		55		7	
103		77		5	
104		46		5	
105		77		21	
106		57			
107		53			
108		53			
109		44			
110		53			
111		56			
112		71			
113		73			
114		92			
115		100			
116		92			
117		75			
118		111			
119		80			
120		58			

職務の級 身給	1	2	特2	3	4
121	人	62	人	人	人
122		88			
123		76			
124		58			
125		49			
126		71			
127		52			
128		52			
129		42			
130		57			
131		50			
132		71			
133		52			
134		44			
135		36			
136		61			
137		48			
138		43			
139		39			
140		48			
141		31			
142		35			
143		38			
144		42			
145		26			
146		25			
147		36			
148		34			
149		127			
計	51	4,436	11	332	257
		適用職員数		5,087	

第11表 再任用職員の適用給料表別、級別人員

(平成21年職員給与実態調査)

1 フルタイム勤務職員

給料表	級 計	1	2	3	4	5	6	7	8	9
		人	人	人	人	人	人	人	人	人
公安職給料表	23				8	12	3			
高等学校等教育職給料表	18	8	10							
中学校及び小学校 教育職給料表	1		1							
給料表計	42									
60歳	29									
61歳	8									
62歳	5									

(注) 該当人員0の級は空欄とした。(下表において同じ。)

2 短時間勤務職員

給料表	級 計	1	2	3	4	5	6	7	8	9
		人	人	人	人	人	人	人	人	人
行政職給料表	41			39			2			
公安職給料表	4				1	2	1			
医療職給料表(二)	2				2					
高等学校等教育職給料表	9	3	6							
中学校及び小学校 教育職給料表	4		4							
給料表計	60									
60歳	32									
61歳	24									
62歳	4									

## 2 民間給与関係資料

### 平成21年職種別民間給与実態調査の概要

今回の報告の基礎となった職種別民間給与実態調査の概要は、次のとおりである。

#### (1) 調査の目的と時期

この調査は、県職員の給与を検討するため、平成21年4月現在における民間給与の実態を調査したものである。

#### (2) 調査機関

香川県人事委員会及び人事院

#### (3) 調査の範囲

##### ア 調査対象事業所

企業規模50人以上で、かつ、事業所規模50人以上の県内の民間事業所のうち、次の日本標準産業分類の大分類（ア～ソ）に分類された410事業所

ア 漁業	サ 学術研究、専門・技術サービス（中分類の学術・開発研究機関及び広告業に分類されるもの）
イ 鉱業、採石業、砂利採取業	シ 生活関連サービス業、娯楽業（中分類のその他の生活関連サービス業に分類されるもの）
ウ 建設業	ス 教育、学習支援業（中分類の学校教育に分類されるもの）
エ 製造業	セ 医療、福祉（中分類の医療業、社会保険・社会福祉・介護事業に分類されるもの）
オ 電気・ガス・熱供給・水道業	ソ サービス業（中分類の政治・経済・文化団体に分類されるもの）
カ 情報通信業	
キ 運輸業、郵便業	
ク 卸売業、小売業	
ケ 金融業、保険業	
コ 不動産業、物品賃貸業	

##### イ 調査対象職種

78職種（行政職相当職種22職種 その他の職種56職種）

#### (4) 調査対象の抽出

##### ア 標本事業所の抽出

(3)のアに記載した事業所を統計上の理論に従い、組織、規模、産業により15層に層化し、これらの層から142事業所を無作為に抽出し実地調査を行った。

調査の完結した事業所は、第12表のとおりである。

##### イ 従業員の抽出

初任給関係以外の調査職種については、これに該当する従業員が多数に上るときは、抽出した従業員について調査を行った。なお、臨時の従業員及び役員はすべて除外した。

#### (5) 集 計

##### ア 調査実人員

5,197人：初任給関係352人（行政職に相当する調査実人員330人）、初任給関係以外の調査職種4,845人（行政職に相当する調査実人員4,208人。なお、調査職種該当者（母集団）の推定数は、18,761人であり、行政職に相当するものは14,379人である。）

##### イ 総計及び平均の算出に際しては、母集団に復元して行った。

第12表 産業別、企業規模別調査事業所数

(平成21年職種別民間給与実態調査)

産業	企業規模	規模計	500人以上	100人以上 500人未満	50人以上 100人未満
		事業所	事業所	事業所	事業所
産業計		130	50	55	25
漁業		—	—	—	—
鉱業、採石業、砂利採取業、 建設業		8	6	—	2
製造業		71	21	36	14
電気・ガス・熱供給・水道業、 情報通信業、運輸業、郵便業		25	13	7	5
卸売業、小売業		11	3	5	3
金融業、保険業、 不動産業、物品賃貸業		6	5	1	—
教育、学習支援業、医療、福祉、 サービス業		9	2	6	1

- (注) 1 上記調査事業所のほか、実地調査に際し、調査不能の事業所等が12事業所あった。  
 2 「サービス業」に含まれる産業は、学術・開発研究機関、広告業、その他の生活関連サービス業及び政治・経済・文化団体である。

第13表 民間における初任給の改定状況

(平成21年職種別民間給与実態調査)

学歴	企業規模	項目	採用あり	初任給の改定状況			採用なし
				増額	据置き	減額	
				%	%	%	
大学卒		計	30.1	(21.3)	(68.5)	(10.2)	69.9
		500人以上	45.4	(32.2)	(53.2)	(14.6)	54.6
		100人以上 500人未満	26.6	(10.9)	(82.5)	(6.6)	73.4
		50人以上 100人未満	12.3	(0.0)	(100.0)	(0.0)	87.7
高校卒		計	26.9	(21.4)	(71.5)	(7.1)	73.1
		500人以上	29.1	(25.3)	(74.7)	(0.0)	70.9
		100人以上 500人未満	22.0	(23.8)	(65.4)	(10.8)	78.0
		50人以上 100人未満	32.8	(12.5)	(75.0)	(12.5)	67.2

- (注) 1 事務員と技術者のみを対象としたものである。  
 2 ( )書は、採用がある事業所を100とした割合である。

第14表 職種別、学歴別、企業規模別初任給

(平成21年職種別民間給与実態調査)

職 種		学 歴	規 模 計	500人以上	100人以上 500人未満	50人以上 100人未満
			円	円	円	円
事 務 ・ 技 術	新卒事務員	大学卒	191,325	196,420	188,089	※ 177,500
		短大卒	169,196	※ 176,958	※ 166,302	—
		高校卒	153,177	152,972	※ 149,564	※ 157,140
	新卒技術者	大学卒	196,832	200,658	※ 189,280	X
		短大卒	175,983	181,495	X	※ 164,250
		高校卒	160,660	162,817	156,646	※ 164,333
関 係	新卒事務員・技術者計	大学卒	193,545	198,446	188,434	※ 180,000
		短大卒	172,983	180,367	※ 166,807	※ 164,250
		高校卒	156,958	158,340	153,478	159,838
そ の 他	新卒船員	海員学校卒	—	—	—	—
	新卒大学助教	大学卒	—	—	—	—
	新卒大学助手	大学卒	—	—	—	—
	新卒高等学校教諭	大学卒	—	—	—	—
	新卒研究員	大学卒	※ 182,430	X	X	—
	新卒研究補助員	短大卒	—	—	—	—
		高校卒	—	—	—	—
	準新卒医師	大学卒	X	X	—	—
	準新卒薬剤師	大学卒	X	X	—	—
	準新卒診療放射線技師	大学卒	—	—	—	—
		短大卒	—	—	—	—
	新卒栄養士	大学卒	—	—	—	—
		短大卒	—	—	—	—
準新卒看護師	養成所卒	X	X	—	—	
準新卒准看護師	養成所卒	X	—	X	—	

- (注) 1 X印のあるのは、調査事業所が1事業所の場合である。  
 2 ※印のあるのは、調査事業所が5事業所以下であることを示す。  
 3 金額は、きまって支給する給与から時間外手当、家族手当、通勤手当等特定の者にのみ支給される給与を除き、公務員の地域手当に相当する額を含むものであり、採用のある事業所について平均したものである。  
 4 「準新卒」とは、平成20年度中に資格免許を取得し、平成21年4月までの間に採用された場合をいう。

なお、医師については、平成18年3月大学卒業後、平成18年度中に免許を取得し、2年間の臨床研修を修了した後、平成21年4月までの間に採用された者に限っている。

第15表 企業規模別、職種別、学歴別給与額等

1 企業規模計

(平成21年職種別民間給与実態調査)

職 種 名	調 査 実人員	平 均 年 齢	平成21年4月分平均支給額			備 考	
			きまって支給 する給与 (A)	うち時間外 手当 (B)	(A) - (B)		
							円
事 務	支 店 長	11	52.7	802,887	0	802,887	構成員50人以上の支店(社) の長 (取締役兼任者を除く。)
	大 学 卒	7	53.6	792,769	0	792,769	
	短 大 卒	3	49.3	779,694	0	779,694	
	高 校 卒	*	*	*	*	*	
	中 学 卒	—	—	—	—	—	
技 術	工 場 長	3	47.0	487,568	0	487,568	構成員50人以上の工場の長 (取締役兼任者を除く。)
	大 学 卒	*	*	*	*	*	
	短 大 卒	2	44.0	400,209	0	400,209	
	高 校 卒	—	—	—	—	—	
	中 学 卒	—	—	—	—	—	
関 係	事 務 部 長	130	52.0	581,559	1,110	580,449	2課以上又は構成員20人以上の部の長 (取締役兼任者を除く。)  職能資格等が上記部の長と 同等と認められる部の長及 び部長級専門職 (取締役兼任者を除く。)
	大 学 卒	89	51.8	604,080	1,611	602,469	
	短 大 卒	7	50.3	518,184	99	518,085	
	高 校 卒	34	52.7	535,117	0	535,117	
	中 学 卒	—	—	—	—	—	
職 種	技 術 部 長	85	52.5	579,648	1,531	578,117	同 上
	大 学 卒	52	52.1	620,303	2,229	618,074	
	短 大 卒	12	53.1	533,926	1,538	532,388	
	高 校 卒	19	52.4	509,504	0	509,504	
	中 学 卒	2	58.6	573,888	0	573,888	

(注) 「\*」は、調査実人員が1人の場合である。(以下本表において同じ。)

職 種 名	調 査 実人員	平 均 年 齢	平成21年 4 月分平均支給額			備 考	
			きまって支給 する給与 (A)	うち時間外 手当 (B)	(A) - (B)		
							円
事 務	事 務 部 次 長	70	52.5	557,137	4,112	553,025	前記部長に事故等のあるときの職務代行者  職能資格等が上記部の次長と同等と認められる部の次長及び部次長級専門職
	大 学 卒	54	52.4	567,471	3,295	564,176	
	短 大 卒	4	49.7	470,439	4,420	466,019	
	高 校 卒	12	53.8	537,408	7,994	529,414	
	中 学 卒	—	—	—	—	—	
技 術	技 術 部 次 長	22	52.5	542,346	0	542,346	同 上
	大 学 卒	7	51.1	526,468	0	526,468	
	短 大 卒	2	51.2	539,720	0	539,720	
	高 校 卒	13	53.4	550,695	0	550,695	
	中 学 卒	—	—	—	—	—	
事 務 課	事 務 課 長	312	49.6	513,442	7,881	505,561	2係以上又は構成員10人以上の課の長  職能資格等が上記課の長と同等と認められる課の長及び課長級専門職
	大 学 卒	221	49.3	524,520	6,991	517,529	
	短 大 卒	15	44.2	458,095	4,058	454,037	
	高 校 卒	76	51.3	488,264	11,556	476,708	
	中 学 卒	—	—	—	—	—	
技 術 課	技 術 課 長	225	48.2	507,671	5,991	501,680	同 上
	大 学 卒	116	46.3	520,455	5,725	514,730	
	短 大 卒	26	48.2	501,210	14,661	486,549	
	高 校 卒	83	50.8	492,482	3,760	488,722	
	中 学 卒	—	—	—	—	—	
事 務 課 長 代 理	事 務 課 長 代 理	93	44.1	458,473	46,911	411,562	上記課長に事故等のあるときの職務代行者、課長に直属し部下に係長等の役職者を有する者又は課長に直属し部下4人以上を有する者  職能資格等が上記課長代理と同等と認められる課長代理及び課長代理級専門職
	大 学 卒	66	42.1	465,155	47,460	417,695	
	短 大 卒	7	47.7	420,803	61,925	358,878	
	高 校 卒	20	49.2	450,764	39,535	411,229	
	中 学 卒	—	—	—	—	—	
技 術 課 長 代 理	技 術 課 長 代 理	71	43.1	466,226	4,080	462,146	同 上
	大 学 卒	46	40.2	474,769	3,900	470,869	
	短 大 卒	7	44.1	469,213	98	469,115	
	高 校 卒	18	50.5	442,233	6,177	436,056	
	中 学 卒	—	—	—	—	—	

職 種 名	調 査 実人員	平 均 年 齢	平成21年 4 月分平均支給額			備 考	
			きまって支給 する給与 (A)		(A) - (B)		
			うち時間外 手当 (B)				
	人	歳	円	円	円		
事 務	事 務 係 長	297	43.2	375,710	36,263	339,447	課長又は課長代理等に直属 し直属の部下を有する者  職能資格等が上記係長と同 等と認められる係長及び係 長級専門職
	大 学 卒	143	41.1	389,852	41,655	348,197	
	短 大 卒	30	40.9	339,651	29,973	309,678	
	高 校 卒	120	45.9	372,029	31,384	340,645	
	中 学 卒	4	51.8	275,974	45,074	230,900	
技 術	技 術 係 長	257	45.5	450,108	77,280	372,828	同 上
	大 学 卒	122	41.9	437,394	78,871	358,523	
	短 大 卒	36	43.0	424,936	54,043	370,893	
	高 校 卒	97	51.4	474,813	82,159	392,654	
	中 学 卒	2	53.5	530,424	108,210	422,214	
技 術 関	事 務 主 任	272	41.9	342,747	30,437	312,310	
	大 学 卒	135	39.6	353,460	32,280	321,180	
	短 大 卒	42	40.7	319,722	32,657	287,065	
	高 校 卒	93	45.5	337,869	27,070	310,799	
	中 学 卒	2	52.0	318,530	11,730	306,800	
技 術 関	技 術 主 任	147	40.0	356,128	46,405	309,723	
	大 学 卒	74	37.6	366,462	48,037	318,425	
	短 大 卒	22	38.6	332,109	49,695	282,414	
	高 校 卒	49	43.7	350,662	40,690	309,972	
	中 学 卒	2	48.6	387,790	86,683	301,107	
係 職	事 務 係 員	1,427	35.6	268,729	21,474	247,255	
	大 学 卒	635	32.9	278,266	25,812	252,454	
	短 大 卒	246	35.0	244,370	16,514	227,856	
	高 校 卒	541	39.3	268,072	18,378	249,694	
	中 学 卒	5	35.3	220,857	20,397	200,460	
種	技 術 係 員	786	33.1	310,327	49,552	260,775	
	大 学 卒	417	32.0	317,130	51,608	265,522	
	短 大 卒	131	33.7	310,857	55,289	255,568	
	高 校 卒	236	34.4	298,340	43,055	255,285	
	中 学 卒	2	56.5	243,468	2,633	240,835	

職 種 名		調 査 実人員	平 均 年 齢	平成21年4月分平均支給額			備 考
				きまって支給 する給与 (A)		(A) - (B)	
				うち時間外 手当 (B)			
技能・ 労務 関係 職種	電 話 交 換 手	人	歳	円	円	円	見習、外国語の電話交換手 を除く。
	自家用乗用自動 車運転手	4	50.8	244,980	4,690	240,290	
	守 衛	4	48.2	409,335	40,385	368,950	
	用 務 員	7	53.9	331,104	40,479	290,625	
海 事 関 係 職 種	船長・機関長	3	42.8	280,476	0	280,476	港内又は湾内を航行区域 とする総トン数5トン以 上の船舶の乗組員
	沿 海	12	50.7	470,094	89,311	380,783	
	一 等 航 海 士 ・ 機 関 士	—	—	—	—	—	
	二 等 航 海 士 ・ 機 関 士	—	—	—	—	—	
	三 等 航 海 士 ・ 機 関 士	—	—	—	—	—	
	平 甲 板 長 ・ 操 機 長	11	47.4	418,108	88,539	329,569	
	水 甲 板 手 ・ 操 機 手	12	36.9	358,698	70,436	288,262	
	甲 板 員 ・ 機 関 員	11	31.3	315,215	69,456	245,759	
教 育 関 係 職 種	大 学 学 長	—	—	—	—	—	
	大 学 副 学 長	2	53.5	622,193	0	622,193	
	大 学 学 部 長	2	50.5	572,257	0	572,257	
	大 学 教 授	35	53.4	642,396	76,437	565,959	
	大 学 准 教 授	24	44.0	584,655	116,863	467,792	
	大 学 講 師	11	36.7	535,182	134,909	400,273	
	大 学 助 教	17	34.4	365,114	12,353	352,761	
	大 学 助 手	4	36.3	343,400	5,250	338,150	
	高 等 学 校 校 長	—	—	—	—	—	
高 等 学 校 教 頭	5	50.5	449,520	8,000	441,520		
高 等 学 校 教 諭	43	40.7	306,617	5,445	301,172		

職 種 名	調 査 実人員	平 均 年 齢	平成21年 4 月分平均支給額			備 考	
			きまって支給 する給与 (A)		(A) - (B)		
			うち時間外 手当 (B)				
	人	歳	円	円	円		
研究 関 係 職 種	研 究 所 長	—	—	—	—	{ 構成員50人以上の所の長 (取締役兼任者を除く。)	
	研究部 (課) 長	6	43.9	496,254	19,512	476,742 { 2室(係)以上又は構成員 7人以上の部(課)の長	
	研究室 (係) 長	11	40.0	419,163	43,947	375,216 構成員 3人以上の室(係)の 長	
	主 任 研 究 員	33	40.0	381,155	26,757	354,398 { 下記研究員より上位の者 (研究所長の職名を有する 者、上記研究部(課)長及び 研究室(係)長を除く。)	
	研 究 員	26	29.3	262,831	29,618	233,213	
	研 究 補 助 員	*	*	*	*	*	
医 療 関 係 職 種	病 院 長	*	*	*	*	*	部下に医師又は歯科医師 5 人以上
	副 院 長	5	55.1	1,399,800	57,800	1,342,000	上記病院長に事故等のある ときの職務代行者
	医 科 長	11	48.6	961,100	68,557	892,543	部下に医師又は歯科医師 1 人以上
	医 師	14	42.9	1,046,976	61,295	985,681	
	歯 科 医 師	3	34.5	661,637	0	661,637	
薬 関 係 職 種	薬 局 長	2	39.0	395,273	22,905	372,368	部下に薬剤師 2人以上
	薬 剤 師	13	35.6	360,093	32,367	327,726	
	診療放射線技師	16	34.6	298,111	11,363	286,748	
	臨床検査技師	15	42.7	332,114	10,590	321,524	
	栄 養 士	15	33.2	261,488	27,849	233,639	
	理 学 療 法 士	19	29.2	258,373	9,109	249,264	
	作 業 療 法 士	31	29.2	247,015	1,741	245,274	
総 看 護 師 種	総 看 護 師 長	3	60.2	440,701	5,168	435,533	部下に看護師長 5人以上
	看 護 師 長	45	48.2	374,834	30,093	344,741	部下に看護師又は准看護師 5人以上
	看 護 師	88	36.1	300,022	42,402	257,620	
	准 看 護 師	72	45.1	264,202	24,969	239,233	

2 企業規模500人以上

[事務・技術関係職種]

職 種 名	調 査 実人員	平 均 年 齢	平成21年4月分平均支給額			備 考	
			きまって支給 する給与 (A)	うち時間外 手当 (B)	(A) - (B)		
							円
事 務	支 店 長	11	52.7	802,887	0	802,887	構成員50人以上の支店(社) の長 (取締役兼任者を除く。)
	大 学 卒	7	53.6	792,769	0	792,769	
	短 大 卒	3	49.3	779,694	0	779,694	
	高 校 卒	*	*	*	*	*	
	中 学 卒	—	—	—	—	—	
技 術	工 場 長	3	47.0	487,568	0	487,568	構成員50人以上の工場の長 (取締役兼任者を除く。)
	大 学 卒	*	*	*	*	*	
	短 大 卒	2	44.0	400,209	0	400,209	
	高 校 卒	—	—	—	—	—	
	中 学 卒	—	—	—	—	—	
関 係	事 務 部 長	69	51.8	650,940	2,236	648,704	2課以上又は構成員20人以上の部の長 (取締役兼任者を除く。)  職能資格等が上記部の長と同等と認められる部の長及び部長級専門職 (取締役兼任者を除く。)
	大 学 卒	50	51.5	662,926	3,022	659,904	
	短 大 卒	4	48.9	619,926	0	619,926	
	高 校 卒	15	53.8	616,093	0	616,093	
	中 学 卒	—	—	—	—	—	
職 種	技 術 部 長	49	52.2	663,089	428	662,661	同 上
	大 学 卒	33	52.0	695,979	0	695,979	
	短 大 卒	8	53.2	586,179	2,483	583,696	
	高 校 卒	7	51.1	604,264	0	604,264	
	中 学 卒	*	*	*	*	*	

職 種 名	調 査 実人員	平 均 年 齢	平成21年 4 月分平均支給額			備 考	
			きまって支給 する給与 (A)		(A) - (B)		
			うち時間外 手当 (B)				
	人	歳	円	円	円		
事 務	事務部次長	45	53.4	589,220	2,922	586,298	前記部長に事故等のあるときの職務代行者 職能資格等が上記部の次長と同等と認められる部の次長及び部次長級専門職
	大学卒	38	53.4	593,438	2,580	590,858	
	短大卒	*	*	*	*	*	
	高校卒	6	54.4	596,010	6,243	589,767	
	中学卒	—	—	—	—	—	
技 術	技術部次長	14	52.8	607,391	0	607,391	同 上
	大学卒	6	49.7	541,566	0	541,566	
	短大卒	*	*	*	*	*	
	高校卒	7	55.7	652,879	0	652,879	
	中学卒	—	—	—	—	—	
事 務 課 長	事務課長	239	49.5	543,216	8,303	534,913	2係以上又は構成員10人以上の課の長 職能資格等が上記課の長と同等と認められる課の長及び課長級専門職
	大学卒	182	49.4	546,319	7,291	539,028	
	短大卒	13	44.1	469,687	2,969	466,718	
	高校卒	44	51.4	550,866	14,985	535,881	
	中学卒	—	—	—	—	—	
技 術 課 長	技術課長	162	47.7	537,913	6,550	531,363	同 上
	大学卒	87	45.7	545,454	7,279	538,175	
	短大卒	19	47.6	523,107	6,704	516,403	
	高校卒	56	50.9	531,216	5,387	525,829	
	中学卒	—	—	—	—	—	
事 務 課 長 代 理	事務課長代理	65	44.4	492,655	49,236	443,419	上記課長に事故等のあるときの職務代行者、課長に直属し部下に係長等の役職者を有する者又は課長に直属し部下4人以上を有する者 職能資格等が上記課長代理と同等と認められる課長代理及び課長代理級専門職
	大学卒	45	41.6	504,992	51,979	453,013	
	短大卒	4	50.0	445,494	62,804	382,690	
	高校卒	16	50.5	472,064	38,228	433,836	
	中学卒	—	—	—	—	—	
技 術 課 長 代 理	技術課長代理	53	41.3	483,486	1,551	481,935	同 上
	大学卒	38	38.6	482,485	1,450	481,035	
	短大卒	5	42.7	488,094	134	487,960	
	高校卒	10	51.4	485,034	2,696	482,338	
	中学卒	—	—	—	—	—	

職 種 名	調 査 実人員	平 均 年 齢	平成21年 4 月分平均支給額			備 考	
			きまって支給 する給与 (A)	うち時間外 手当 (B)	(A) - (B)		
							円
事 務	事 務 係 長	170	42.5	404,105	36,784	367,321	課長又は課長代理等に直属 し直属の部下を有する者  職能資格等が上記係長と同 等と認められる係長及び係 長級専門職
	大 学 卒	89	41.1	421,088	44,941	376,147	
	短 大 卒	18	40.6	360,489	24,538	335,951	
	高 校 卒	63	44.7	393,420	29,295	364,125	
	中 学 卒	—	—	—	—	—	
技 術	技 術 係 長	206	45.7	458,356	77,714	380,642	同 上
	大 学 卒	99	42.3	442,340	79,190	363,150	
	短 大 卒	32	42.4	431,819	52,711	379,108	
	高 校 卒	75	52.2	493,013	85,017	407,996	
	中 学 卒	—	—	—	—	—	
技 術 関	事 務 主 任	160	42.1	357,572	29,013	328,559	
	大 学 卒	89	40.7	366,481	31,511	334,970	
	短 大 卒	25	40.3	327,863	25,044	302,819	
	高 校 卒	46	46.6	356,131	25,869	330,262	
	中 学 卒	—	—	—	—	—	
係 職	技 術 主 任	70	38.1	391,916	68,563	323,353	
	大 学 卒	41	36.5	385,676	59,645	326,031	
	短 大 卒	7	36.2	390,018	86,661	303,357	
	高 校 卒	22	41.5	403,970	80,176	323,794	
	中 学 卒	—	—	—	—	—	
種	事 務 係 員	752	35.4	285,135	21,126	264,009	
	大 学 卒	347	32.2	282,271	26,606	255,665	
	短 大 卒	128	36.1	263,021	14,968	248,053	
	高 校 卒	277	39.6	298,667	16,290	282,377	
	中 学 卒	—	—	—	—	—	
種	技 術 係 員	525	32.9	314,754	48,449	266,305	
	大 学 卒	272	31.8	327,264	54,517	272,747	
	短 大 卒	83	33.6	314,752	52,018	262,734	
	高 校 卒	168	34.2	294,257	36,872	257,385	
	中 学 卒	2	56.5	243,468	2,633	240,835	

3 企業規模100人以上500人未満

[事務・技術関係職種]

職 種 名	調 査 実人員	平 均 年 齢	平成21年4月分平均支給額			備 考	
			きまって支給 する給与 (A)	うち時間外 手当 (B)	(A) - (B)		
	人	歳	円	円	円		
事 務	支 店 長	—	—	—	—	構成員50人以上の支店(社) の長 (取締役兼任者を除く。)	
	大 学 卒	—	—	—	—		
	短 大 卒	—	—	—	—		
	高 校 卒	—	—	—	—		
	中 学 卒	—	—	—	—		
技 術	工 場 長	—	—	—	—	構成員50人以上の工場の長 (取締役兼任者を除く。)	
	大 学 卒	—	—	—	—		
	短 大 卒	—	—	—	—		
	高 校 卒	—	—	—	—		
	中 学 卒	—	—	—	—		
関 係	事 務 部 長	53	51.7	522,938	0	522,938	2課以上又は構成員20人以上の部の長 (取締役兼任者を除く。)  職能資格等が上記部の長と 同等と認められる部の長及 び部長級専門職 (取締役兼任者を除く。)
	大 学 卒	38	52.3	536,254	0	536,254	
	短 大 卒	*	*	*	*	*	
	高 校 卒	14	50.6	500,481	0	500,481	
	中 学 卒	—	—	—	—	—	
職 種	技 術 部 長	23	51.0	509,239	62	509,177	同 上
	大 学 卒	13	50.7	544,327	113	544,214	
	短 大 卒	3	51.5	447,919	0	447,919	
	高 校 卒	7	51.2	474,648	0	474,648	
	中 学 卒	—	—	—	—	—	

職 種 名	調 査 実人員	平 均 年 齢	平成21年 4 月分平均支給額			備 考	
			きまって支給 する給与 (A)	うち時間外 手当 (B)	(A) - (B)		
							円
事 務	事 務 部 次 長	23	50.3	512,325	6,654	505,671	前記部長に事故等のあるときの職務代行者  職能資格等が上記部の次長と同等と認められる部の次長及び部次長級専門職
	大 学 卒	15	49.4	513,828	5,448	508,380	
	短 大 卒	3	50.1	492,648	6,219	486,429	
	高 校 卒	5	53.2	518,898	10,319	508,579	
	中 学 卒	—	—	—	—	—	
技 術	技 術 部 次 長	4	52.6	471,508	0	471,508	同 上
	大 学 卒	—	—	—	—	—	
	短 大 卒	*	*	*	*	*	
	高 校 卒	3	52.6	480,904	0	480,904	
	中 学 卒	—	—	—	—	—	
事 務 課	事 務 課 長	58	49.4	435,082	7,805	427,277	2係以上又は構成員10人以上の課の長  職能資格等が上記課の長と同等と認められる課の長及び課長級専門職
	大 学 卒	29	47.9	442,000	7,581	434,419	
	短 大 卒	*	*	*	*	*	
	高 校 卒	28	50.9	425,430	8,295	417,135	
	中 学 卒	—	—	—	—	—	
技 術 課	技 術 課 長	54	48.5	450,140	4,787	445,353	同 上
	大 学 卒	24	46.9	467,280	1,564	465,716	
	短 大 卒	6	48.0	463,877	36,515	427,362	
	高 校 卒	24	50.2	430,418	74	430,344	
	中 学 卒	—	—	—	—	—	
事 務 課 長 代 理	事 務 課 長 代 理	28	43.3	389,512	42,219	347,293	上記課長に事故等のあるときの職務代行者、課長に直属し部下に係長等の役職者を有する者又は課長に直属し部下4人以上を有する者  職能資格等が上記課長代理と同等と認められる課長代理及び課長代理級専門職
	大 学 卒	21	42.9	392,361	39,203	353,158	
	短 大 卒	3	44.8	389,237	60,800	328,437	
	高 校 卒	4	44.7	374,743	44,200	330,543	
	中 学 卒	—	—	—	—	—	
技 術 課 長 代 理	技 術 課 長 代 理	10	46.3	410,859	17,220	393,639	同 上
	大 学 卒	4	42.0	406,972	24,509	382,463	
	短 大 卒	2	48.1	418,048	0	418,048	
	高 校 卒	4	49.4	411,007	18,780	392,227	
	中 学 卒	—	—	—	—	—	

職 種 名	調 査 実人員	平 均 年 齢	平成21年 4 月分平均支給額				備 考
			きまって支給 する給与 (A)		(A) - (B)		
			うち時間外 手当 (B)				
	人	歳	円	円	円		
事 務	事 務 係 長	103	44.4	353,486	35,298	318,188	課長又は課長代理等に直属 し直属の部下を有する者  職能資格等が上記係長と同 等と認められる係長及び係 長級専門職
	大 学 卒	44	41.0	350,399	35,853	314,546	
	短 大 卒	9	41.0	320,787	31,786	289,001	
	高 校 卒	50	47.8	362,023	35,453	326,570	
	中 学 卒	—	—	—	—	—	
技 術	技 術 係 長	43	45.5	437,055	82,897	354,158	同 上
	大 学 卒	21	39.9	419,752	77,381	342,371	
	短 大 卒	3	50.5	390,193	62,040	328,153	
	高 校 卒	17	50.6	454,552	90,032	364,520	
	中 学 卒	2	53.5	530,424	108,210	422,214	
技 術 関	事 務 主 任	88	40.9	322,463	36,597	285,866	
	大 学 卒	37	37.5	324,100	36,863	287,237	
	短 大 卒	14	42.3	324,370	52,078	272,292	
	高 校 卒	37	43.8	320,149	30,727	289,422	
	中 学 卒	—	—	—	—	—	
係 職	技 術 主 任	56	40.7	316,048	32,145	283,903	
	大 学 卒	24	36.2	325,016	36,681	288,335	
	短 大 卒	12	40.3	314,242	44,069	270,173	
	高 校 卒	19	46.7	306,824	18,276	288,548	
	中 学 卒	*	*	*	*	*	
種	事 務 係 員	501	35.3	255,494	24,174	231,320	
	大 学 卒	216	32.9	272,158	26,483	245,675	
	短 大 卒	88	33.9	232,235	19,386	212,849	
	高 校 卒	197	38.4	247,871	23,761	224,110	
	中 学 卒	—	—	—	—	—	
種	技 術 係 員	215	32.8	307,516	57,230	250,286	
	大 学 卒	117	31.6	302,157	51,253	250,904	
	短 大 卒	47	33.7	304,533	60,966	243,567	
	高 校 卒	51	34.5	322,404	67,180	255,224	
	中 学 卒	—	—	—	—	—	

4 企業規模50人以上100人未満

[事務・技術関係職種]

職 種 名	調 査 実 人 員	平 均 年 齢	平成21年4月分平均支給額			備 考	
			きまって支給する給与 (A)	うち時間外手当 (B)	(A) - (B)		
事務	支 店 長	—	—	—	—	構成員50人以上の支店(社)の長 (取締役兼任者を除く。)	
	大 学 卒	—	—	—	—		
	短 大 卒	—	—	—	—		
	高 校 卒	—	—	—	—		
	中 学 卒	—	—	—	—		
技 術	工 場 長	—	—	—	—	構成員50人以上の工場の長 (取締役兼任者を除く。)	
	大 学 卒	—	—	—	—		
	短 大 卒	—	—	—	—		
	高 校 卒	—	—	—	—		
	中 学 卒	—	—	—	—		
関 係	事 務 部 長	8	55.0	454,709	75	454,634	2課以上又は構成員20人以上の部の長 (取締役兼任者を除く。)
	大 学 卒	*	*	*	*	*	職能資格等が上記部の長と同等と認められる部の長及び部長級専門職 (取締役兼任者を除く。)
	短 大 卒	2	55.0	454,500	300	454,200	
	高 校 卒	5	55.5	433,560	0	433,560	
	中 学 卒	—	—	—	—	—	
職 種	技 術 部 長	13	56.0	455,819	7,332	448,487	同 上
	大 学 卒	6	55.5	461,453	15,886	445,567	
	短 大 卒	*	*	*	*	*	
	高 校 卒	5	55.7	447,087	0	447,087	
	中 学 卒	*	*	*	*	*	

職 種 名	調 査 実人員	平 均 年 齢	平成21年 4 月分平均支給額			備 考	
			きまって支給 する給与 (A)	うち時間外 手当 (B)	(A) - (B)		
							円
事 務	事 務 部 次 長	2	55.5	342,500	2,500	340,000	前記部長に事故等のあるときの職務代行者 職能資格等が上記部の次長と同等と認められる部の次長及び部次長級専門職
	大 学 卒	*	*	*	*	*	
	短 大 卒	—	—	—	—	—	
	高 校 卒	*	*	*	*	*	
	中 学 卒	—	—	—	—	—	
技 術	技 術 部 次 長	4	51.5	402,486	0	402,486	同 上
	大 学 卒	*	*	*	*	*	
	短 大 卒	—	—	—	—	—	
	高 校 卒	3	49.2	388,515	0	388,515	
	中 学 卒	—	—	—	—	—	
事 務 課	事 務 課 長	15	50.8	338,759	1,720	337,039	2係以上又は構成員10人以上の課の長 職能資格等が上記課の長と同等と認められる課の長及び課長級専門職
	大 学 卒	10	51.0	350,194	0	350,194	
	短 大 卒	*	*	*	*	*	
	高 校 卒	4	53.3	325,063	1,450	323,613	
	中 学 卒	—	—	—	—	—	
技 術 課	技 術 課 長	9	53.3	421,776	5,232	416,544	同 上
	大 学 卒	5	52.9	426,701	3,821	422,880	
	短 大 卒	*	*	*	*	*	
	高 校 卒	3	52.8	418,594	9,327	409,267	
	中 学 卒	—	—	—	—	—	
事 務 課 長 代 理	事 務 課 長 代 理	—	—	—	—	—	上記課長に事故等のあるときの職務代行者、課長に直属し部下に係長等の役職者を有する者又は課長に直属し部下4人以上を有する者 職能資格等が上記課長代理と同等と認められる課長代理及び課長代理級専門職
	大 学 卒	—	—	—	—	—	
	短 大 卒	—	—	—	—	—	
	高 校 卒	—	—	—	—	—	
	中 学 卒	—	—	—	—	—	
技 術 課 長 代 理	技 術 課 長 代 理	8	52.4	410,903	5,731	405,172	同 上
	大 学 卒	4	55.3	460,668	9,293	451,375	
	短 大 卒	—	—	—	—	—	
	高 校 卒	4	49.5	361,138	2,169	358,969	
	中 学 卒	—	—	—	—	—	

職 種 名	調 査 実人員	平 均 年 齢	平成21年 4 月分平均支給額			備 考	
			きまって支給 する給与 (A)	うち時間外 手当 (B)	(A) - (B)		
							円
事 務	事 務 係 長	24	43.3	295,725	37,103	258,622	課長又は課長代理等に直属 し直属の部下を有する者  職能資格等が上記係長と同 等と認められる係長及び係 長級専門職
	大 学 卒	10	41.9	323,089	41,527	281,562	
	短 大 卒	3	41.8	289,501	52,131	237,370	
	高 校 卒	7	41.1	270,588	19,788	250,800	
	中 学 卒	4	51.8	275,974	45,074	230,900	
技 術	技 術 係 長	8	40.3	297,660	36,149	261,511	同 上
	大 学 卒	2	39.5	338,521	76,066	262,455	
	短 大 卒	*	*	*	*	*	
	高 校 卒	5	41.3	274,772	13,676	261,096	
	中 学 卒	—	—	—	—	—	
技 術 関	事 務 主 任	24	43.7	333,807	16,044	317,763	
	大 学 卒	9	39.1	360,739	20,262	340,477	
	短 大 卒	3	36.5	240,457	801	239,656	
	高 校 卒	10	48.4	340,630	17,683	322,947	
	中 学 卒	2	52.0	318,530	11,730	306,800	
係 職	技 術 主 任	21	43.0	373,770	28,946	344,824	
	大 学 卒	9	45.3	407,517	37,184	370,333	
	短 大 卒	3	35.2	318,268	16,768	301,500	
	高 校 卒	8	41.3	344,184	11,462	332,722	
	中 学 卒	*	*	*	*	*	
種	事 務 係 員	174	37.6	235,762	14,862	220,900	
	大 学 卒	72	36.1	276,057	19,572	256,485	
	短 大 卒	30	34.0	205,628	14,227	191,401	
	高 校 卒	67	41.0	207,065	9,672	197,393	
	中 学 卒	5	35.3	220,857	20,397	200,460	
種	技 術 係 員	46	36.8	263,717	23,813	239,904	
	大 学 卒	28	36.2	264,534	17,877	246,657	
	短 大 卒	*	*	*	*	*	
	高 校 卒	17	37.3	262,167	30,774	231,393	
	中 学 卒	—	—	—	—	—	

第16表 民間における家族手当の支給状況

(平成21年職種別民間給与実態調査)

扶 養 家 族 の 構 成	支 給 月 額
配 偶 者	13,160円
配 偶 者 と 子 1 人	18,458円
配 偶 者 と 子 2 人	23,014円

(注) 支給月額、家族手当の支給につき配偶者の収入に対する制限がある事業所について算出した。

(備考) 県職員の場合、扶養手当の現行支給月額は、配偶者については13,000円、配偶者以外については、1人につき6,500円である。

なお、満16歳の年度初めから満22歳の年度末までの子がいる場合は、当該子1人につき5,000円が加算される。

第17表 民間における住宅手当の支給状況

(平成21年職種別民間給与実態調査)

支 給 の 有 無	事 業 所 割 合
支 給	46.6%
非 支 給	53.4%
借家・借間居住者に対する住宅手当 月額 の 最 高 支 給 額 の 中 位 階 層	{ 26,000円以上 27,000円未満

(注) 事業所割合は、全体の事業所を100とした割合である。

(備考) 県職員の場合、借家・借間居住者に対する住居手当の現行の最高支給限度額は、27,000円である。

第18表 民間における特別給の支給状況

(平成21年職種別民間給与実態調査)

項 目	区 分	( 参 考 )	
		事務・技術等従業員	技能・労務等従業員
平均所定内給与月額	下半期(A1)	327,873円	250,325円
	上半期(A2)	326,439円	249,957円
特別給の支給額	下半期(B1)	721,031円	483,742円
	上半期(B2)	632,810円	428,910円
特別給の支給割合	下半期(B1/A1)	2.20月分	1.93月分
	上半期(B2/A2)	1.94月分	1.72月分
年 間 の 計		4.14月分	3.65月分

(注) 下半期とは平成20年8月から平成21年1月まで、上半期とは同年2月から7月までの期間をいう。

(備考) 県職員の場合、現行の年間支給月数は、平均で4.50月分である。

第19表 民間における冬季賞与の配分状況

(平成21年職種別民間給与実態調査)

(単位：%)

企業規模	項目	課 長 級		係 員	
		一定率(額)分	考課査定分	一定率(額)分	考課査定分
規 模 計	規 模 計	51.9	48.1	60.6	39.4
	500人以上	42.4	57.6	59.7	40.3
	100人以上500人未満	51.0	49.0	57.3	42.7
	50人以上100人未満	68.4	31.6	67.2	32.8

第20表 民間における給与改定の状況等

(平成21年職種別民間給与実態調査)

(1) 民間における給与改定の状況

(単位：%)

役職段階 \ 項目	ベースアップ実施	ベースアップ中止	ベースダウン	ベースアップの慣行なし
係 員	12.2	29.5	0.0	58.3
課 長 級	10.7	30.8	0.0	58.5

(2) 民間における定期昇給の実施状況

(単位：%)

役職段階 \ 項目	定期昇給制度あり	定期昇給実施			定期昇給停止	定期昇給制度なし	
		増額	減額	変化なし			
係 員	83.9	76.1	11.6	18.8	45.7	7.8	16.1
課 長 級	72.0	63.7	6.8	16.5	40.4	8.3	28.0

(注) ベースアップと定期昇給を分離することができない事業所を除いて集計した。

第21表 民間における雇用調整の実施状況

(平成21年職種別民間給与実態調査)

(単位：%)

項 目	実施事業所割合
採用の停止・抑制	19.5
転籍出向	3.4
希望退職者の募集	2.2
正社員の解雇	3.1
部門の整理閉鎖・部門間の配転	10.0
業務の外部委託・一部職種の非正規社員への転換	0.7
非正規社員の契約更新の中止・解雇	16.3
残業の規制	18.9
一時帰休・休業	9.3
ワークシェアリング	1.9
賃金カット	7.2
計	34.9

(注) 1 平成21年1月以降の実施状況である。

2 項目については、複数回答である。

3 「一時帰休・休業」、「ワークシェアリング」、「賃金カット」のいずれかの措置を実施している企業の割合は、14.3%である。

4 実施事業所割合の計は、項目欄に掲げる内容を1つ以上実施している民間事業所の割合である。

第22表 民間における賃金カットの実施状況

(平成21年職種別民間給与実態調査)

(単位：%)

役職段階 \ 項目	賃金カットを実施した事業所	賃金カットを実施した事業所における平均減額率
係 員	3.6	18.0
課 長 級	6.3	11.6

(注) 平成21年4月分の給与について、賃金カットを実施した事業所の状況である。

### 3 県職員給与と民間給与との比較

第23表 県職員の給与と民間事業従業員の給与との比較

区 分	民間事業従業員	県 職 員		$\left[ \frac{(A)-(B)}{(B)} \times 100 \right]$
	行政職相当職 (A)	行 政 職 (B)		
平均給与月額	382,276 円	特例条例による減額措置がないものとした場合の額	384,523 円	△2,247 円 ( △0.58% )
		特例条例による減額措置がとられた額	365,414 円	16,862 円 ( 4.61% )

(注) 1 「行政職相当職」とは民間事業所における行政職給料表適用者に相当する事務・技術関係職種  
の該当者を、「行政職」とは行政職給料表適用者をいう。(参考1の表において同じ。)

2 県職員、民間事業従業員ともに、本年度の新規学卒の採用者は含まれていない。

(参考1) 民間給与との比較を行う県職員(行政職)の平均給与月額

平均給与月額	給 料	扶養手当	給料の特別調整額 管理職手当	地域手当	住居手当	その他
384,523 円	357,074 円	10,716 円	6,287 円	5,942 円	4,155 円	349 円

(注) 1 県職員の平均年齢は44.3歳で、平均経験年数は22.3年である。

2 県職員の平均給与月額は、特例条例による減額措置がないものとした場合の額である。

(参考2) 給与比較における対応関係

県 職 員 ( 行 政 職 )	対 応 民 間 職 種		
	企 業 規 模 500人以上	企 業 規 模 100人以上500人未満	企 業 規 模 50人以上100人未満
9 級	支 店 長 工 場 長 部 次 長 部 次 長	支 店 長 工 場 長 部 次 長	支 店 長 工 場 長 部 次 長
8 級	課 長		
7 級	課 長 代 理	課 長	課 長
6 級		課 長 代 理	課 長 代 理
5 級	係 長	係 長	係 長
4 級		係 長	係 長
3 級	主 任	主 任	主 任
2 級		主 任	主 任
1 級	係 員	係 員	係 員

(注) 1 「係長」には、係制を採っていない事業所の主任のうち、課長代理以上に直属し、直属の部下を有する者が含まれている。

2 「主任」には、(注)1の主任は含まれていない。

## 4 生計費関係資料

### 平成21年4月の標準生計費算定方法

標準的な生活の水準を求めため、「家計調査」（総務省）等に基づき、標準生計費を次の方法により費目別、世帯人員別に算定した。

#### (1) 標準生計費の費目

標準生計費は、次の5つの費目別に算定している。各費目の内容は、それぞれ次に掲げる家計調査等の大分類項目に対応する。

食料費……………食料

住居関係費……………住居、光熱・水道、家具・家事用品

被服・履物費……………被服及び履物

雑費Ⅰ……………保健医療、交通・通信、教育、教養娯楽

雑費Ⅱ……………その他の消費支出（諸雑費、こづかい、交際費、仕送り金）

#### (2) 費目別、世帯人員別標準生計費の算定

2人～5人世帯については、家計調査における平成21年4月の費目別平均支出金額（日数を365/12日に、世帯人員を4人に調整したもの）に、費目別、世帯人員別生計費換算乗数を乗じて算定した。

なお、1人世帯の全国の数値については、平成16年の「全国消費実態調査」（総務省）の勤労単身世帯について、並数階層の費目別支出金額を求め、これに消費者物価、消費水準の変動分を加味して、平成21年4月の費目別標準生計費を算定し（従前18歳～21歳の勤労単身世帯を基に算出していたが、本年から、18歳～24歳の勤労単身世帯を基に算出した。）、高松市の数値については、これに本県と全国との費目別平均支出金額の比率を乗じて算定した。

第24表 費目別、世帯人員別標準生計費 (平成21年4月)

その1 高松市

世帯人員 費目	1人	2人	3人	4人	5人
食料費	30,633 <sup>円</sup>	33,321 <sup>円</sup>	44,722 <sup>円</sup>	56,124 <sup>円</sup>	67,532 <sup>円</sup>
住居関係費	31,562	52,309	47,761	43,212	38,664
被服・履物費	10,873	6,932	9,553	12,177	14,800
雑費Ⅰ	24,477	29,178	43,596	58,013	72,431
雑費Ⅱ	29,974	36,961	48,579	60,198	71,816
計	127,519	158,701	194,211	229,724	265,243

(注) 集計世帯数は、51世帯である。

その2 全国

世帯人員 費目	1人	2人	3人	4人	5人
食料費	30,680 <sup>円</sup>	33,370 <sup>円</sup>	44,790 <sup>円</sup>	56,210 <sup>円</sup>	67,640 <sup>円</sup>
住居関係費	34,610	57,360	52,370	47,390	42,400
被服・履物費	9,110	5,810	8,000	10,200	12,400
雑費Ⅰ	34,610	41,260	61,640	82,030	102,410
雑費Ⅱ	17,240	21,260	27,940	34,620	41,310
計	126,250	159,060	194,740	230,450	266,160

(注) 人事院資料による。

## 5 労働経済関係資料

### 第25表 労働経済指標

項 目		年 月		平成		20年	
		19年度	20年度	4月	5月		
賃金・労働時間	全国（全国調査）	①きまって支給する給与 （調査産業計）	（千円）	300.6	297.4	305.3	299.8
			前年度比・前年同月比（%）	0.7	△ 1.6	0.8	0.5
		②所定内給与 （調査産業計）	（千円）	274.3	273.3	278.0	274.3
			前年度比・前年同月比（%）	0.6	△ 0.9	0.9	0.6
		③総実労働時間数 （調査産業計）	（時間）	154.2	151.1	158.3	150.8
		④所定外労働時間数 （調査産業計）	（時間）	13.4	12.1	13.7	12.8
	香川県（地方調査）	⑤きまって支給する給与 （調査産業計）	（千円）	273.2	275.0	279.1	273.4
			前年度比・前年同月比（%）	0.5	0.8	△ 0.6	1.7
		⑥所定内給与 （調査産業計）	（千円）	251.2	253.7	256.4	252.6
			前年度比・前年同月比（%）	△ 0.1	1.1	0.2	1.9
	⑦総実労働時間数 （調査産業計）	（時間）	155.4	154.6	162.5	152.5	
	⑧所定外労働時間数 （調査産業計）	（時間）	11.2	11.0	11.8	11.1	
生計費	⑨ 消費支出 （全世帯）	全国	（千円）	297.8	296.9	310.7	288.1
			前年比 ・前年同月比（%）	0.8	△ 0.3	△ 1.7	△ 1.7
		人口5万以上 の都市	（千円）	301.0	299.3	314.9	291.0
			前年比 ・前年同月比（%）	0.8	△ 0.5	△ 1.5	△ 2.0
		高松市	（千円）	344.0	325.3	343.2	320.5
	前年比 ・前年同月比（%）	16.9	△ 5.4	△ 9.4	△ 10.8		
物価	⑩ 消費者物価指数	全国	前年度比・前年同月比（%）	0.4	1.1	0.8	1.3
		人口5万以上 15万未満の都市	前年度比・前年同月比（%）	0.3	1.1	0.8	1.4
		高松市	前年度比・前年同月比（%）	0.4	1.0	1.0	1.5
雇用	⑪ 常用雇用指数 （調査産業計）	全国	前年度比・前年同月比（%）	1.7	1.4	2.0	1.9
	⑫ 完全失業率	全国	（%）（季節調整値）	3.8	4.1	4.0	4.0
	⑬ 有効求人倍率	全国	（倍）（季節調整値）	1.02	0.77	0.93	0.93
		香川県	（倍）（季節調整値）	1.24	1.02	1.12	1.10
生産	⑭ 実質国内総生産	全国	前年度比・前期比（%）	1.8	△ 3.3	△ 0.6	

（注） 1 （P）の付されている数値は、速報値である。

2 ①、②、⑤、⑥、⑩、⑪については平成17年基準、⑭については平成12暦年連鎖価格である。

3 ①～⑧、⑪は、事業所規模30人以上の数値である。

4 ①～⑧、⑪は毎月勤労統計調査（厚生労働省）、⑨は家計調査（総務省）、⑩は消費者物価による。

5 ⑨の平成19年度、20年度の欄は、それぞれ平成19暦年、20暦年の数値である。

6 ⑨の全世帯には農林漁家世帯を含む。

6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	21年 1月	2月	3月	4月
300.9	301.1	299.3	299.6	300.8	299.5	298.0	288.0	289.0	288.0	290.6
0.2	0.4	0.3	0.1	△ 0.1	△ 0.7	△ 1.3	△ 2.7	△ 3.0	△ 3.8	△ 3.4
275.5	275.6	274.4	274.9	275.5	274.7	275.0	266.1	268.2	267.5	269.4
0.4	0.5	0.6	0.5	0.4	0.1	△ 0.1	△ 1.6	△ 1.4	△ 1.9	△ 1.8
157.1	159.2	148.1	152.0	157.2	152.0	149.7	139.7	143.5	145.3	152.4
12.7	12.9	12.3	12.7	12.8	12.5	12.0	10.7	10.1	10.3	10.7
279.0	276.8	276.2	276.0	278.5	275.4	275.5	273.2	268.9	267.5	272.9
3.2	1.7	1.9	2.0	1.7	0.6	0.8	0.4	△ 2.3	△ 3.1	△ 2.6
256.2	255.0	254.8	254.1	257.3	254.5	253.3	252.3	248.9	249.0	253.9
2.9	1.3	1.5	1.5	2.2	1.6	1.1	1.1	△ 1.5	△ 1.6	△ 1.3
159.8	161.2	149.9	154.5	160.1	153.0	153.9	146.4	150.3	150.9	161.7
11.5	11.2	10.1	10.9	11.4	10.8	11.5	11.3	10.3	9.7	10.7
282.0	298.4	291.2	281.4	291.5	284.8	337.0	291.4	266.0	310.7	306.3
0.5	2.3	△ 1.6	0.0	△ 1.8	0.7	△ 4.2	△ 5.9	△ 3.5	△ 0.6	△ 1.4
284.5	300.8	290.8	283.8	293.9	285.7	336.8	296.6	268.1	313.0	308.8
1.6	1.6	△ 2.7	△ 0.1	△ 2.9	△ 0.5	△ 3.2	△ 5.4	△ 4.4	△ 1.0	△ 1.9
359.1	305.4	315.8	293.4	311.6	323.5	358.6	308.0	282.9	308.4	281.1
12.8	△ 4.5	△ 14.6	△ 4.6	△ 19.7	△ 7.3	△ 14.4	△ 4.7	△ 6.9	△ 10.9	△ 18.1
2.0	2.3	2.1	2.1	1.7	1.0	0.4	0.0	△ 0.1	△ 0.3	△ 0.1
2.1	2.4	2.2	2.1	1.8	1.0	0.3	0.0	△ 0.1	△ 0.2	△ 0.2
2.2	2.3	2.0	1.9	1.9	1.0	△ 0.1	△ 0.4	△ 0.7	△ 0.9	△ 0.6
1.7	1.6	1.5	1.6	1.5	1.2	1.3	1.0	0.7	0.3	0.0
4.1	4.0	4.1	4.0	3.8	4.0	4.3	4.1	4.4	4.8	5.0
0.90	0.88	0.85	0.83	0.80	0.76	0.73	0.67	0.59	0.52	0.46
1.10	1.11	1.11	1.12	1.09	1.05	0.99	0.90	0.84	0.77	0.74
		△ 0.7			△ 3.6			△ 3.8 (P)		

指数（総務省）、㊸は労働力調査（総務省）、㊹は職業安定業務統計（厚生労働省）、㊺は内閣府資料

## 6 勤務時間等関係資料

第26表 職員の年次休暇の使用日数及び超過勤務時間

		年 次 休 暇			超 過 勤 務 時 間		
		平成18年	平成19年	平成20年	平成18年度	平成19年度	平成20年度
		日	日	日	時間	時間	時間
知事部局	本 庁	9.6	8.8	8.6	7.2	7.6	8.9
	出先機関	12.8	12.7	12.1	3.6	3.5	3.7
	計	11.4	11.1	10.7	5.1	5.2	5.8
教育委員会	教育職員	10.9	10.4	9.2			
	事務局職員	7.5	7.5	6.8			
	計	10.5	10.1	8.9	8.3	8.8	9.8
警察本部	警 察 官	6.0	5.1	5.5	19.1	18.6	18.0
	事務職員	6.3	5.9	6.1	13.9	12.9	13.3
	計	6.1	5.2	5.6	18.4	17.8	17.3

- (注) 1 年次休暇の使用日数は、職員1人当たりの年平均使用日数である。  
 2 超過勤務時間は、各年度の職員1人当たりの月平均超過勤務時間である。  
 3 平成19年4月1日に病院事業へ地方公営企業法(昭和27年法律第292号)の全部が適用されたことに伴い、知事部局のすべての数値は病院事業に係る内容を除外したものである。  
 4 教育職員には、その職務と勤務態様の特殊性に基づき、勤務時間の内外を包括的に評価し、超過勤務手当及び休日給にかわるものとしての教職調整額が支給されているため、超過勤務手当等の算定基礎となる超過勤務時間は把握されていない。

第27表 民間企業の所定労働時間の推移

(職種別民間給与実態調査及び同調査附帯調査)

	1日当たりの所定労働時間	1週間当たりの所定労働時間
平成16年	7:46 時間:分	39:02 時間:分
平成18年	7:46	39:12
平成19年	7:47	39:13
平成20年	7:45	38:59
平成21年	7:44	38:57
5年平均	7:46	39:05

- (注) 1 所定労働時間は、事務・管理部門のものである。  
 2 平成17年職種別民間給与実態調査においては、民間企業の所定労働時間は調査対象外であった。

第28表 民間における所定労働時間の設定状況

(平成21年職種別民間給与実態調査附帯調査)

1日当たりの所定労働時間数	適用従業員割合	
	%	%
7時間30分未満	7.3	53.1
7時間30分	16.2	
7時間31分以上7時間45分未満	11.0	
7時間45分	18.6	
7時間46分以上8時間未満	11.3	46.9
8時間	35.6	
不明	0.0	

1週間当たりの所定労働時間数	適用従業員割合	
	%	%
37時間30分未満	8.3	43.8
37時間30分	16.0	
37時間31分以上38時間45分未満	7.8	
38時間45分	11.7	
38時間46分以上40時間未満	14.5	56.2
40時間	41.7	
不明	0.0	

(注) 割合は、端数処理の関係上、合計が100になっていない場合がある。

## 7 人事院勧告の要旨

人事院は、去る8月11日、国会と内閣に対し、国家公務員の給与、勤務時間、公務員制度改革及び公務員人事管理について報告するとともに、国家公務員の給与等の改定について勧告を行った。

### (1) 給与に関する報告と勧告の骨子

<p><b>I 民間給与との較差に基づく給与改定</b></p> <p><b>1 民間給与との比較</b></p> <p>&lt;月例給&gt;</p> <p>○ 民間給与との較差 <math>\Delta 863</math>円 <math>\Delta 0.22\%</math></p> <p>俸給<math>\Delta 596</math>円 住居手当<math>\Delta 209</math>円</p> <p>はね返し分(注) <math>\Delta 58</math>円</p> <p>(注)地域手当など俸給の月額を算定基礎としている諸手当の額が減少することによる分</p> <p>&lt;ボーナス&gt; 民間の支給割合 4.17月(公務の支給月数4.50月)</p> <p>昨年8月から本年7月までの1年間の民間の支給実績(支給割合)と公務の年間支給月数を比較</p> <p><b>2 給与改定の内容と考え方</b></p> <p>&lt;月例給&gt; 民間給与との較差(マイナス)の大きさ等を考慮し、月例給を引下げ</p> <p>(1) 俸給表 初任給を中心とした若年層及び医療職(一)を除き、すべての俸給月額について引下げ</p> <p>① 行政職俸給表(一) 基本的に同率の引下げ(平均改定率<math>\Delta 0.2\%</math>)とするが、初任給を中心に若年層(1級~3級の一部)は引下げを行わない。7級以上は平均を0.1%上回る引下げ</p> <p>② 指定職俸給表 行政職俸給表(一)の管理職層の引下げ率(<math>\Delta 0.3\%</math>)を踏まえた引下げ</p> <p>③ その他の俸給表 行政職俸給表(一)との均衡を基本に引下げ(医療職俸給表(一)等を除く)</p> <p>給与構造改革の俸給水準引下げに伴う経過措置額の算定基礎となる額についても、引下げ改定が行われる俸給月額を受ける職員を対象に、調整率([実施時期等]参照)を踏まえた率を乗じて得た額に引下げ</p> <p>(2) 住居手当 自宅に係る住居手当(新築・購入後5年に限り支給、月額2,500円)を廃止</p> <p>(3) 委員、顧問、参与等の手当 指定職俸給表の改定状況等を踏まえ支給限度額を引下げ(35,300円→35,200円)</p>
--

### <期末・勤勉手当(ボーナス)>

民間の支給割合に見合うよう引下げ4.5月分→4.15月分  
(一般の職員の場合の支給月数)

	6月期	12月期
21年度 期末手当	1.25月(支給済み)	1.5月(現行1.6月)
勤勉手当	0.7月(支給済み)	0.7月(現行0.75月)
22年度 期末手当	1.25月	1.5月
以降 勤勉手当	0.7月	0.7月

〔本年5月の勧告に基づき、21年6月期における期末手当・勤勉手当の特例措置により凍結した支給月数分(0.2月分)は引下げ分の一部に充当〕

〔実施時期等〕 公布日の属する月の翌月の初日

(公布日が月の初日であるときは、その日)

本年4月からこの改定の実施の日の前日までの期間に係る較差相当分を年間給与でみて解消するため、4月の給与に調整率(△0.24%) (注) を乗じて得た額に4月から実施の日の属する月の前月までの月数を乗じて得た額と、6月に支給された特別給の額に調整率を乗じて得た額の合計額に相当する額を、12月期の期末手当の額で減額調整(俸給月額引下げ改定のあった者に限る)

〔(注) 行政職(一)の職員全体の較差の合計額を引下げ改定が行われる俸給月額を受ける職員の給与月額の合計額で除して得た率〕

### <超過勤務手当等>

時間外労働の割増賃金率等に関する労働基準法の改正を踏まえ、特に長い超過勤務を強力的に抑制し、また、こうした超過勤務を命ぜられた職員に休息の機会を与えるため、月60時間を超える超過勤務(日曜日又はこれに相当する日の勤務を除く。)に係る超過勤務手当の支給割合を100分の150に引き上げるとともに、当該支給割合と本来の支給割合との差額分の支給に代えて正規の勤務時間においても勤務することを要しない日又は時間(代替休)を指定することができる制度を新設

なお、日曜日又はこれに相当する日の勤務の取扱いについては、今後、民間企業の実態を踏まえて必要な見直し

〔実施時期〕 平成22年4月1日

## II 給与構造改革

- ・ 給与構造改革として当初予定していた配分見直しや諸制度の導入・実施が終了する平成22年度以降、勤務実績の給与への反映の推進、地域間給与配分の見直し等について検証を行うとともに、Ⅲの高齢期の雇用問題に関連した給与制度等の見直しを含めた様々な課題について、順次検討
- ・ 平成23年度以降において経過措置の段階的解消に伴って生ずる制度改正原資の取

- 扱いについて、若年層給与の引上げや諸手当の見直し等に充てるなどの方策を検討
- ・ 地域別の民間給与との較差と全国の較差との差は最大2.6ポイントで、改革前（最大4.8ポイント）より減少。平成23年度以降に最終的な検証を行うに当たっては、地域手当の異動保障や広域異動手当が同一地域に引き続き勤務する国家公務員に影響しないことにも配慮して検討

### Ⅲ 高齢期の雇用問題～65歳定年制の実現に向けて～

#### 1 雇用と年金をめぐる動き

- ・ 雇用と年金の連携を図ることは公務・民間共通の課題。既に民間企業に関しては65歳までの雇用確保措置を義務付け
- ・ 国家公務員制度改革基本法は、定年年齢の65歳への段階的引上げの検討を規定

#### 2 基本的な考え方

- ・ 公務能率を確保しながら65歳まで職員の能力を十分活用していくためには、年金支給開始年齢の引上げに合わせて、平成25年度から、定年年齢を段階的に65歳まで延長することが適当
- ・ その条件を整えるため、「公務員の高齢期の雇用問題に関する研究会」（座長：清家篤慶應義塾長）の最終報告も踏まえ、総給与費の増大を抑制するための給与制度の見直しや組織活力及び公務能率を高めるための人材活用方策等、検討すべき諸課題への対応を早急に進める必要
- ・ 準備期間も勘案すれば、平成23年中には法制整備を図る必要。定年延長は公務運営の在り方全般にかかわるため、本院を含む関係者が協力し政府全体としての検討を加速すべき。本院としては、平成22年中を目途に立法措置のための意見の申出を行えるよう、今秋以降鋭意検討

#### 3 具体的な検討課題

- (1) **給与制度の見直し** 民間の雇用及び給与の状況等を踏まえた60歳台前半の給与水準及び給与体系を設定。併せて60歳前の給与カーブや昇給制度の在り方を見直し
- (2) **組織活力を維持するための施策** 役職定年制の導入、専門性をいかし得る行政事務の執行体制の構築、公務外への人材提供と公務外の業務の公務への再配置等の人材活用方策を検討
- (3) **その他の措置** 特例的な定年の取扱い、短時間勤務制の導入、早期退職を支援する措置、公務員退職給付の在り方等について検討

## (2) 公務員人事管理に関する報告の骨子

### I 公務員制度改革に関する基本認識

#### (1) 本院の基本認識と取組

高い専門性を持って職務を遂行するという職業公務員制度の基本を生かしつつ、制度及び運用の一体的な改革を進め、公務員の意識改革を徹底することが肝要。改革の実現に向け使命・責務を果たす決意

#### (2) 政官関係と公務員の役割

政治と公務員の役割分担を前提に、政治的に中立な職業公務員制度が維持されることで、行政の専門性や公正な執行を確保。幹部公務員制度の検討には、議院内閣制の下での政治と職業公務員の関係の十分な検討が必要

#### (3) 労働基本権

労働基本権の在り方は公務員制度の基本的枠組みや行政執行体制に大きな影響。現行制度の見直しには、憲法との関係、使用者の当事者能力の制約、市場の抑制力の欠如など公務特有の論点を含め、幅広い観点から慎重な検討を行った上で判断することが必要

### II 主な個別課題と取組の方向

#### 1 能力及び実績に基づく人事管理への転換

人事評価の公正・適正な実施及び評価結果の任免・給与への適切な活用を支援するほか、職員の能力の伸長に資する研修コースの開発・実施により人事評価の人材育成への活用を支援

#### 2 勤務環境の整備等

##### (1) 非常勤職員制度の適正化

指針の発出による非常勤職員給与の適正支給の取組は着実に進展。日々雇用職員の任用・勤務形態の見直しを検討。忌引休暇等の対象範囲を拡大

##### (2) 超過勤務の縮減

幹部職員をはじめ組織全体として取り組むことが重要。全府省における計画的な在庁時間削減の取組を推進。国会関係業務による超過勤務の縮減への対応が重要

##### (3) 両立支援の推進

育児休業法改正の意見の申出を行うほか、短期介護休暇の新設等両立支援の取組を一層推進

##### (4) 職員の健康の保持

心の疾病を予防するための保健師等による相談体制を整備。「パワー・ハラスメント」についての情報提供を実施。病気休暇の制度や運用の在り方等の検討に着手